平成２２年（フ）第１７２号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字橋津209番地
破産者　河金　直義
1　決定年月日　平成23年８月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８９６号
名古屋市西区上名古屋４丁目15番16号
破産者　伊藤　達也
1　決定年月日　平成23年８月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４１号
新潟県新発田市弓越1315番地52
破産者　樋口　正彦
1　決定年月日　平成23年８月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第１４３号
新潟県阿賀野市飯森杉365番地19
破産者　谷川　文雄
1　決定年月日　平成23年８月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第１１号
新潟県新発田市城北町３丁目４番６号、前住所新潟県胎内市下館367番地
破産者　榎本　新一
1　決定年月日　平成23年８月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第１３０号
静岡県浜松市浜北区竜南426番地
破産者　佐野　浩司
1　決定年月日　平成23年８月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１６１号
静岡県掛川市葛ケ丘２丁目10番地の６
破産者　洲脇　康二
1　決定年月日　平成23年８月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第３５２号
徳島県板野郡松茂町中喜来字稲本55番地６
破産者　清水　和夫
1　決定年月日　平成23年８月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１１５６号
熊本県合志市豊岡2527番地471
破産者　外木場朋晃
1　決定年月日　平成23年８月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２３２号
熊本県上天草市大矢野町登立12087番地５
破産者　千原　　聡
1　決定年月日　平成23年８月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２３４号
熊本県上天草市大矢野町登立12087番地１
破産者　千原　　司
1　決定年月日　平成23年８月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４４２号
熊本県菊池郡大津町大字室338番地１
破産者　野崎　和志
1　決定年月日　平成23年８月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３３号
山口県山陽小野田市高栄１丁目１番１―301号、開始決定時の住所山口県山陽小野田市須恵１丁目５番15号
破産者　上野　太資
1　決定年月日　平成23年８月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第１３号
奈良県高市郡高取町大字観覚寺75番地の２
破産者　大村　和弘
1　破産債権の届出期間　平成23年９月22日まで
2　一般調査期日　平成23年11月14日午前10時５分
平成23年８月８日
奈良地方裁判所葛城支部破産係

債権者集会招集

平成１９年（フ）第７２１号
長崎県佐世保市大塔町2002番地６
破産者　株式会社吉田食品
1　期日　平成23年９月９日午前10時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年８月５日
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第４０４号
徳島県小松島市中郷町字県前92番地の２
破産者　木村　美枝
1　期日　平成23年９月29日午前10時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年８月10日　　徳島地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第２３８号
長崎県西海市西海町木場郷480番地１
破産者　株式会社岩松
1　期日　平成23年10月７日午後２時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年８月３日
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第８０６号
愛知県豊田市田中町５丁目31番地１　グリーンライフ31―106号、旧住所愛知県豊田市大林町12丁目８番地11
破産者　堀田　末男
1　期日　平成23年10月17日午後３時10分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年８月10日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第８０７号
愛知県豊田市田中町５丁目31番地１　グリーンライフ31―106号、旧住所愛知県豊田市大林町12丁目８番地11
破産者　堀田　芳子
1　期日　平成23年10月17日午後３時10分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年８月10日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係